

このたびはご意見をいただきましてありがとうございます
す。

あなた様のご意見をさっそく拝見し、関係部署とも多面的
に検討を加え、市としての考えを別紙のとおり回答させてい
ただきます。

これからも貴重なご意見をお寄せいただきますようお願い
いたします。

時節柄、くれぐれもお体に気をつけられ、ますますのご活
躍をお祈り申し上げます。

平成25年3月

小野市長 蓮 系 務 

小野市福祉給付制度適正化条例提案における小野市の考え方

「小野市福祉給付制度適正化条例(案)」を3月市議会に提案いたしました。
この提案に対しての小野市の考え方をお示しいたします。

“先手管理3本の矢(条例)”の実践

本来は生活の安定向上のために給付される生活保護世帯への保護費やひとり親家庭に支給される児童扶養手当を、不正に受給したり、ギャンブルなどに浪費して生活困窮に陥るケースが、社会問題となっています。この条例は、市と地域社会が一体となって、このような状況を少しでも改善し、受給者の自立した生活を支援していくことを目的としています。

新聞やテレビ報道などもあり、この条例に関して全国から多くのご意見をいただいています。例えば「国民の税金を有効に使うために自治体がルール化することは受給者にも良いこと」とか、「他市でも同様の動きがあってもいいのに」等、多くが条例の趣旨に賛同される内容です。一方で、「受給者にとって締め付けに繋がる」あるいは「行き過ぎた監視社会を招く心配がある」といった慎重な声もあります。

この条例が真に目指すものは受給者の生活支援であり、「監視」ではなく「見守り」であるということです。地域の皆さんが見守ることによって真に受給すべき人を市へお知らせいただき、市と地域社会が一体となり、その人たちの生活を守ることにあります。

ちなみに、小野市の生活保護世帯は1月末現在120世帯で、5年前から47世帯(164%)増えるなどここ数年増加傾向にあります。県内29市12町と比較した保護率は低い方から2番目(小野市0.29%; 県全体1.92%)であり、市の財政を圧迫している状況ではありません。

大切なのは、市民一人ひとりが社会保障制度は国民全体の協力で成り立っていることをもう一度考えるというきっかけづくりであり、大いに議論して地域社会全体の共通事項として市民と分かり合える条例を目指していきたいと考えています。

この条例と同様に、小野市では、いじめ問題に教育部局と市長部局とが情報を共有し水平展開しながら組織全体で対応する「いじめ等防止条例」をすでに5年前に、そして廃屋(空き家)対策に市民・自治会・議会・行政が一体となって取り

組むことを定めた「空き家等の適正管理に関する条例」を今年1月に全国に先駆け施行しています。いずれも、市民の声に耳を傾け、大きな問題が起こる前に対応するべく市独自で制定した条例であります。

この度の3本目の矢となる「福祉給付制度適正化条例」を加えたこれら3つの条例は、全国どこでも起こり得る課題に対して、「言われてからやるのではなく、言われる前にやる」、まさに、「後手から先手管理」への転換を実践する“先手管理の3本の矢”であります。

今はまだ議会に上程されたばかりであり、これから市民から負託された議員による議会で慎重に審議されます。

賛成、反対両方のご意見をお聞きしてはおりますが、真の顧客である「小野市民にとって何が一番大切で、何に満足していただけるのか」ということを考えながら、行政に携わっていく所存であります。

以上、条例提案に対しての小野市の考え方といたします。